

案件名 デジタルガンマカメラシステム買入 に関する質問一覧

番号	質問事項（質問者原文）	回答
1	2-14 「RI汚染時検査不能となるため、寝台マット、患者固定具等はそれぞれ2枚以上を用意すること。」とは具体的には、項目1-2-7、1-2-8、1-2-9、1-2-10に該当する物品という理解で良いでしょうか？	項目2-14に記載している内容は、構成等に記載している「寝台マット及び患者固定具」各2式と同様の内容を表現したものであります。 患者固定具とは1-2-7の「寝台に固定するためのベルト」、もしくは1-2-10の「ボディーラップ」を表しています。寝台マットとは寝台にひいている薄いマットレスのような物を表しています。 1-2-7の「膝用サポートクッション」、1-2-8の「ヘッドレスト」、1-2-9の「アームレスト」および1-2-10の「アームサポート」は項目2-14に該当しません。